

# 保育園の入園を受け付けます!!

役場こども未来課では、平成24年度に保育園入園を希望される児童の申し込みを受け付けています。

## □受付期間/12月30日(金)まで

※受付期間終了後に入園を希望される場合は、ご相談ください。また、平成24年度、出産後に入園の予定がある方は、事前にお知らせください。

- ▶申請書類配布・受付場所/役場こども未来課児童福祉係、おひさま保育園、川湯保育園
  - ▶保育料/平成23年分所得税額、および23年度分町民税額により決定。
  - ▶入所基準/両親いずれも(両親と同居していない場合には児童の面倒を見ている方)が、次のいずれかの事情にある場合。
    - ①(家庭外労働)児童の親が家庭外での仕事のため、児童の保育ができない場合。
    - ②(家庭内労働)児童の親が家庭内での仕事のため、児童の保育ができない場合。  
※児童と離れての労働であること。日常の家事を含まない。
    - ③(母親の出産など)母親が妊娠中であるか、出産後間もないため、児童の保育ができない場合。
    - ④(親の傷病など)親が病気や負傷、心身に障がいがあるため、児童の保育ができない場合。
    - ⑤(病人の介護など)児童の家庭に、長期にわたる病人や、心身に障がいのある方がいるため、親がいつも介護に当たっており、児童の保育ができない場合。
    - ⑥(家庭の災害)震災、風水害、火災などの被害を受け、住居を失ったり破損したりしたため、復旧の間、児童の保育ができない場合。
    - ⑦前各号に類する状態であると町長が認めた場合。
- 問い合わせ先/役場こども未来課児童福祉係 ☎482-2921(課直通)、おひさま保育園 ☎482-2444 または ☎482-1087、川湯保育園 ☎483-2537まで。

## 各保育園の定員

名 前	所 在 地	定 員
おひさま保育園	泉1丁目11番1号	120人
川湯保育園	川湯温泉4丁目3番1号	45人

※入園対象/0~5歳児(平成24年4月1日現在)

## 除雪作業にご理解とご協力をお願いします

除雪作業の出動は、降雪量がおおむね15cm以上、または地吹雪、吹きだまりで交通に支障があると判断されたときに、主要幹線および通学路、集乳路線を優先的に行います。

「吹雪、暴風雪警報発令中、および夜間」の除雪は、原則的には行いません。



### □路上駐車は除雪の障害

除雪作業で最も障害になるのが、路上での駐車です。路上に放置された車のために、除雪車が通れなかったり、除雪作業ができなかったりすることがあります。

### □歩道などに物を置かない

歩道や路肩に、陳列品や旗立て用のコンクリート、木材などを置いておくと、吹きだまりの原因になったり、除雪の障害にもなったりします。あらかじめ、道路から離れた場所に移動させてください。

### □除雪車には気をつけて

除雪車の運転技術者は、安全第一で細心の注意を払っていますが、作業稼働時は大変危険です。

特に子どもの行動には目を配り、除雪車に近づけないようにしてください。

これから降雪シーズンを迎え、今年もまた厳しい冬に突入です。

町では、皆さんの生活や生産活動を支えるために除雪作業を行います。皆さんのご協力を得て、除雪作業をスムーズに進めることが経費抑制の上でも必要不可欠となってきますので、ご理解とご協力をお願いします。

町道除雪についての問い合わせ先/役場建設課 ☎482-2941(課直通)

道道除雪についての問い合わせ先/釧路建設管理部弟子屈出張所 ☎482-2147

### □玄関前の雪は皆さんで

除雪車が通った後に残される、玄関前などの雪の山。後始末を考えると、誰もが憂うつになってしまいます。

除雪車の機能や、広い地域を迅速に回らなければならない作業の性格から、どうしても雪を残してしまいます。

大変ご苦勞をおかけしますが、各家庭や事業所で取り除いてください。

### □道路に雪を捨てないで

除雪したばかりの道路に、雪を捨てるといった光景を毎年多く見かけます。この雪が凹凸を作り、交通事故を誘発する原因にもなりかねませんので、注意してください。

### □消防水利に雪を捨てないで

「消防水利」と明示されたポールがある場所は、災害など緊急時の通り道になりますので、雪を捨てないでください。

## 臨時職員募集のお知らせ

町では臨時職員を次のとおり募集します。希望される方は期日までに申し込みください。申し込みの前提として、町内在住、または居住可能な方とします。

- ▶職種/事務補助員
- ▶勤務箇所/役場税務課
- ▶募集人員/1人
- ▶雇用期間/平成24年1月6日(金)~平成24年3月末日まで。
- ▶申し込み資格など
  - 普通自動車免許を有する方。
  - パソコンの基本操作(ワード、エクセルによる定型フォームへの入力)のできる方。
- ▶雇用条件
  - 賃金/日額5,900円
  - 通勤距離によっては通勤手当を支給します。(遠距離の場合は自家用車で通勤可能な方)
  - 勤務日/月曜日~金曜日(土・日曜日、祝日以外)
  - その他勤務条件は町職員に準じます。
- ▶申し込み方法
  - 写真を貼った履歴書1通を提出してください。(履歴書用紙は、役場1階税務課にもあります)
- ▶申込期限/12月15日(木)まで。
- 申し込み・問い合わせ先/役場税務課 ☎482-2914(課直通)まで。
- ※その他/面接日は後日通知します。

## 大切な家を守るお手伝い

### 住宅の簡易耐震診断・耐震改修費補助金

既存住宅の耐震化の促進を図り、地震発生時の住宅の倒壊などによる被害を軽減することを目的に、住宅の簡易耐震診断と耐震改修費用の助成を行っています。対象は、町内の既存住宅(居住用で昭和56年5月31日以前に着工された住宅)です。

#### ▶耐震診断

既存住宅の地震に対する安全性について、図面と申し込みされた方からの聞き取りによって診断します。診断料は無料です。

#### ▶耐震改修費の補助

耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された既存住宅の耐震改修工事を行う方に対し、その費用の一部を補助します。詳しい要件や手続き、補助額などについては、お問い合わせください。

### 住宅ローンの利子補給

住宅建築や定住の促進、地域の振興を図ることを目的に、住宅の新築などを行うために金融機関から融資を受けた方に対し、支払利子の一部を助成しています。対象は、町民の方や町外から移住されてくる方で、町内の業者を利用して住宅の新築・増築・改築・リフォームなどを行い、町の指定する金融機関から融資を受ける方です。

自分の住宅を持ちたい、子どもが成長し手狭になってきた住宅を増築したい、老朽化してきた住宅をリフォームしたいなど、さまざまなケースがあるかと思います。検討されている方がいらっしゃいましたら、お気軽にご相談ください。詳しい要件や手続き、補助額などについては、お問い合わせください。

### 住宅相談窓口

下記のとおり「住宅相談窓口」を開設しています。

- これから住宅を建てたい
- 現在お住まいの住宅建て替えやリフォームなどのアドバイス
- 住宅建築資金利子補給制度のご案内

など、有資格者がさまざまな相談に応じます。

また、近年、悪質なりフォーム業者による被害が相次いでいると報道されています。大切な財産を守るため、また被害に遭わないためにも、ぜひ住宅相談窓口をご利用ください。

▶受付時間/8時45分~17時30分(土・日曜日、祝日を除く)

▶開設場所/役場庁舎 中2階 住宅相談室

※建築担当者が不在の場合もありますので、事前に電話などでご連絡ください。日程の調整を図り、対応します。

問い合わせ先/役場建設課建設係・都市計画建築指導係 ☎482-2941(課直通)